

雇児発第0328006号

平成17年3月28日

[一部改正] 平成18年4月3日雇児発第0403002号

[一部改正] 平成22年5月21日雇児発0521第2号

都道府県知事  
各指定都市市長 殿  
児童相談所設置市市長

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

### ひきこもり等児童福祉対策事業の実施について

子どもの福祉の向上については、かねてから特段の御配意を煩わしているところであるが、近年、子どもや家庭を取り巻く環境の変化により、ひきこもり・不登校（以下「ひきこもり等」という。）など、子どもの問題が複雑、深刻化していることにかんがみ、今般「ひきこもり等児童福祉対策事業実施要綱」を別紙のとおり定め、平成17年4月1日から実施することとしたので、その適正かつ円滑な実施を期されたく通知する。

なお、この通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言である。

## ひきこもり等児童福祉対策事業実施要綱

### 第1 目的

ひきこもり等児童福祉対策事業は、ひきこもり等の状態にある子ども及びその家庭に対し、学校及び保健所等の関係機関と連携を図りつつ、児童相談所や児童養護施設等の機能を活用し、総合的な援助を行うことにより、子どもの自主性及び社会性の伸長、登校意欲の回復並びに家庭における養育機能の強化を図り、もってこれら子どもの福祉の向上に資することを目的とする。

### 第2 実施主体

実施主体は、都道府県（指定都市及び児童相談所設置市を含む。以下同じ。）とする。

### 第3 事業の種類及び内容

#### 1 ふれあい心の友訪問援助・保護者交流事業

##### (1) 趣旨

ひきこもり等の子どもに対して、児童相談所の児童福祉司による指導の一環として、子どもの兄又は姉に相当する世代で子どもの福祉に理解と情熱を有する大学生等(以下「メンタル・フレンド」(ふれあい心の友)という。)を児童福祉司等の助言・指示のもとにその家庭に派遣し、当該子どもとのふれあいを通じて、子どもの福祉の向上を図るものとする。

また、ひきこもり等の子どもをもつ保護者及びその家族(以下「保護者」という。)に対し、ひきこもり等の子どもをもった経験のある親等を招いた学習会や、同じ悩みを持った保護者を対象に交流会等を実施することにより、ひきこもり等の子どもに対応する力を身につけさせるとともに、子育てに対する不安を軽減し、家庭の養育機能の強化を図る。

##### (2) 事業の内容及び実施方法

実施主体は次の①及び②の事業を選択して実施するものとする。

#### ① ふれあい心の友訪問援助事業

##### ア 登録・研修

(ア) 都道府県は、メンタル・フレンドとなることを希望する者を募集し、必要な審査を行い、研修を実施し、適当と認められる者を登録する。

(イ) 登録期間は、原則として1年間とする。

ただし、再登録は妨げない。

(ウ) 都道府県は、登録された者が本事業の趣旨に合致しないと認めるときは、必要な審査を行い、その登録を取り消すことができる。

(エ) 都道府県は、メンタル・フレンドの募集、審査、研修の実施、登録及び派遣に

ついて、社会福祉法人等の民間団体（以下「民間団体」という。）に委託をすることができる。なお、本事業を委託により実施する場合には、都道府県は、効果的に事業が実施できるよう、民間団体と十分な連携を図ること。

#### イ 実施方法

(ア) 都道府県は、対象となる子どもに対し、登録されたメンタル・フレンドの中から適当な者を選定し、児童福祉法第27条第1項第二号の規定に基づく児童福祉司による指導等児童相談所における相談援助活動の一環としてその家庭に派遣する。

(イ) 都道府県は、当該メンタル・フレンドに対し、児童福祉司等の中から又はコーディネーターを配置して指導担当者と定め、援助方針、訪問回数等必要な指導を行う。

なお、コーディネーターを配置する場合は、元児童相談所職員やひきこもり等の子どもをもっていた親等、ひきこもり等に関し、十分な知識等を有する者とする。

(ウ) 本事業を委託により実施する場合においても、児童福祉司による指導の一環として行われることから、都道府県は、児童福祉司等の中から又はコーディネーターを配置して指導担当者を定め、派遣されるメンタル・フレンドに対し、直接、又は、民間団体を通じ、援助方針、訪問回数等必要な指導を行うこと。

(エ) 民間団体は、毎年度、事業開始までに、翌年度の実施体制などを記載した実施計画書を都道府県に提出すること。

(オ) 民間団体は、事業完了後、都道府県の指定する期日までに、都道府県に対し、事業の実施状況報告書を提出すること。

#### ウ メンタル・フレンドの業務

(ア) メンタル・フレンドは、子どもの良き理解者として子どもに接し、子どもの自主性、社会性等の伸長を援助する。

(イ) メンタル・フレンドは、担当の子どもの状況について定期的に指導担当者に報告し、都道府県が開催する事例検討会に努めて出席しなければならない。また、本事業を委託により実施する場合には、民間団体は、当該メンタル・フレンドが担当する子どもの状況について、定期的に指導担当者に報告し、都道府県が開催する事例検討会に、当該メンタル・フレンドを努めて出席させなければならない。

(ウ) メンタル・フレンドは、訪問活動等により知り得た子どもや家庭に関する秘密を正当な理由なく漏らしてはならない。また、都道府県から委託を受けた民間団体においても同様に、本事業に関連して知り得た子どもや家庭に関する秘密を正当な理由なく漏らしてはならない。

#### (エ) 指導・監督

都道府県は、子どもを担当しているメンタル・フレンドに対して適宜報告を求め、必要な指導を行い、また、指導に関する事例検討会を随時開催する等指導・監督を行う。

## エ メンタル・フレンドに対する手当

都道府県は、メンタル・フレンドにその訪問活動に対して手当を支給する。なお、本事業を委託により実施する場合には、民間団体を通じて、メンタル・フレンドに対する手当を支給することができるが、あらかじめ、当該手当の額について、民間団体は、都道府県の承認をとらなければならない。また、都道府県は、毎年度の実施状況報告の際に、メンタル・フレンドが手当を受領したことが確認できるよう受領証の写し等を提出させ、手当の支払状況を確認すること。

## オ 対象となる子ども

児童相談所及び家庭児童相談室等で相談に応じたひきこもり等の子どもであって、この事業の対象として都道府県が認めたものとする。

## ② 保護者交流事業

### ア 事業内容及び実施方法

#### (ア) 実施機関

- i この事業は、都道府県が自ら実施する他、民間団体への委託により実施することができる。
- ii この事業を委託により実施する場合には、都道府県は、事業実施のための場所の提供及び学習会の講師の派遣等に関し、事業が円滑に実施できるよう協力するとともに、必要に応じて、保護者が関係機関のサービスを利用できるよう援助すること。

#### (イ) 事業内容

実施機関は、以下の事業を実施すること。i 及び ii の事業は必ず実施すること。

- i ひきこもり等の子どもを持った経験のある親や有識者を招いて実施する学習会
- ii 同じ悩みをもった保護者同士が参加して実施する交流会
- iii ひきこもり等に関する情報等を収集し、保護者へ提供すること。
- iv その他、ひきこもり等の子どもをもつ保護者を支援するための事業を必要に応じて実施すること。

#### (ウ) 実施方法

- i 事業の企画、実施及び関係機関との連絡調整等の中心となり実施するコーディネーターを配置すること。
- ii あらかじめ事業への参加者を募集・登録し、名簿を作成すること。
- iii 参加者の募集にあたっては、都道府県の広報誌等を活用するなど、積極的な広報等に努めること。
- iv 本事業は、児童相談所、公民館の会議室等を活用すること。
- v 民間団体は、毎年度、事業開始までに、翌年度の実施体制などを記載した実施計画書を都道府県に提出すること。
- vi 民間団体は、事業完了後、都道府県の指定する期日までに、都道府県に対し、事業の実施状況報告書を提出すること。

#### (エ) 留意事項

- i 関係機関からの支援を受けることができるよう、児童相談所はもとより、学校及び保健所等関係機関との密接な連携を図り、実施すること。

- ii 実施機関は、この事業により知り得た子どもや家族に関する秘密を正当な理由なく漏らしてはならない。
- iii 本事業の実施にあたっては、保護者が自主性をもって取り組めるよう十分に配慮すること。

#### イ 費用

研修会等を実施する場合にかかる飲食物費等の実費は、保護者の負担とすること。

#### ウ 対象となる保護者

事業への参加を希望する保護者で、この事業の対象として実施機関が認めたものとする。

## 2 ひきこもり等児童宿泊等指導事業

### (1) 趣旨

ひきこもり等の子どもを児童相談所等の指導の一環として、夏休み等を利用して、児童相談所及び児童福祉施設に宿泊又は通所させ、集団的に生活指導、心理療法、レクリエーション等を実施し、子どもの福祉の向上を図るものである。

### (2) 対象となる子ども

児童相談所及び家庭児童相談室等で相談に応じたひきこもり等の子どもであって、この事業の対象として都道府県が認めたものとする。

### (3) 事業の内容及び実施方法

#### ① 実施施設の指定

ア 都道府県は、あらかじめこの事業を実施する施設を指定する。

イ 実施施設は、児童相談所及び児童養護施設、情緒障害児短期治療施設等児童福祉施設とする。

#### ② 実施方法

ア この事業は、子どもの自主性、社会性の向上を図ることを目的として、宿泊又は通所指導による方法で行うものとする。

イ 宿泊指導は、対象となる子どもを10人程度の集団にし、1週間（野外宿泊については2泊3日）を単位とする指導計画のもとに、実施し、併せて家族に対する指導を行うものとする。

ウ 通所指導は、対象となる子どもを10人程度の集団にし、1週間を単位とする指導計画のもとに実施し、併せて家族に対する指導を行うものとする。

#### ③ 職員配置等

ア この事業は、宿泊指導においては、指導員（非常勤も可）を4名以上、通所指導においては指導員（非常勤も可）を2名以上それぞれ配置し、実施することが望ましい。

イ 指導員は、児童指導員、保育士等の資格を有する者であることが望ましい。

ウ この事業の関係者は、この事業により知り得た子どもや家族に関する秘密を正当な理由なく漏らしてはならない。

#### ④ 留意事項

ア この事業を実施する施設の長は、児童相談所、福祉事務所、学校及び対象となる子どもの家庭と連絡を密にし、指導が円滑かつ効果的に実施されるよう努めなければならない。

イ この事業を実施するに当っては、入所児童の処遇に支障のないように十分配慮するものとする。

#### (4) 費用

都道府県は、実施施設に宿泊又は通所させた対象となる子どもの生活指導等に要する経費又はその委託に要する経費を支弁するものとする。ただし、飲食物費は保護者負担とする。

### 3 ひきこもり等児童福祉教育連絡会議

都道府県は、ふれあい心の友訪問援助・保護者交流事業及びひきこもり等児童宿泊等指導事業の円滑な実施を図り、関係機関相互の密接な連絡・調整を行うため、児童相談所、家庭児童相談室、児童委員、児童福祉施設、教育委員会、学校、保健所、医療機関等の構成により、ひきこもり等児童福祉教育連絡会議を設置する。

## 第4 国の助成

国は、都道府県がこの事業のために支出した費用について、別に定めるところにより予算の範囲内で補助するものとする。